

## 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(案)等に対する 意見募集の結果について

令和7年4月4日  
財務省国際局調査課  
投資企画審査室

令和7年2月10日(月)付けで対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令(案)等に対する意見募集を行ったところ、68件のご意見が寄せられましたので、寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方を別紙1のとおり公表いたします。なお、意見募集の対象及びこれに関連する事項のみお示ししております。

本政令等につきましては、令和7年4月4日(金)に公布いたしました。

また、本政令等につきまして、パブリックコメント実施時の案と公布された政令等との相違点は、別紙2のとおりです。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

### 1. 実施期間等

#### (1) 意見募集期間

令和7年2月10日(月)～令和7年3月11日(火)

#### (2) 実施方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)及び財務省ウェブサイトに掲載。

#### (3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール。

### 2. ご意見の総数

68件

### 3. 寄せられたご意見の概要及びご意見に対する考え方

(別紙1)のとおり。

(注) 同旨のご意見については、一つの意見としてまとめて記載しております(総数53件)。

### 4. 本件に関するお問い合わせ先

財務省国際局調査課投資企画審査室

電話番号：03-3581-4111(内線2887)

【別紙1及び別紙2における略語】

- 外 為 法：外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）
- F E F T A：Foreign Exchange and Foreign Trade Act（Act No. 228 of 1949）
- 新 令：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令による改正後の同  
政令
- 新 命 令：対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令による改正後の同  
命令
- 新基準告示①：外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務  
大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対  
内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件  
による改正後の同告示
- 新基準告示②：外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務  
大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に  
該当しないための基準を定める件の一部を改正する件による改正後の  
同告示
- 特定外国投資家：新令第3条の2第1項第4号に規定する外国投資家、同号に規定する  
義務を負う個人又は法人その他の団体により同項第5号に該当する法  
人その他の団体及びその役員（同項第6号）
- 特定外国投資家に準ずる者：新令第3条の2第4項各号に規定する外国投資家
- 特定コア事業者：新令第3条の2第5項に規定する事業者